

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	庄原市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/government/seisaku/post-379.html

執行機関名 庄原市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	庄原市乳幼児等医療費支給条例(平成17年庄原市条例第120号)による乳幼児又は児童に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		庄原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の6の項 庄原市乳幼児等医療費支給条例(平成17年庄原市条例第120号)による乳幼児又は児童に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	庄原市乳幼児等医療費支給条例(平成17年庄原市条例第120号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条　この条例は、乳幼児及び児童(以下「乳幼児等」という。)を養育している者に当該乳幼児等の医療に要する費用の一部を支給し、疾病の早期発見と治療を促進することにより、乳幼児等の健やかな育成を図るため、当該医療費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		庄原市乳幼児等医療費支給条例(平成17年庄原市条例第120号)